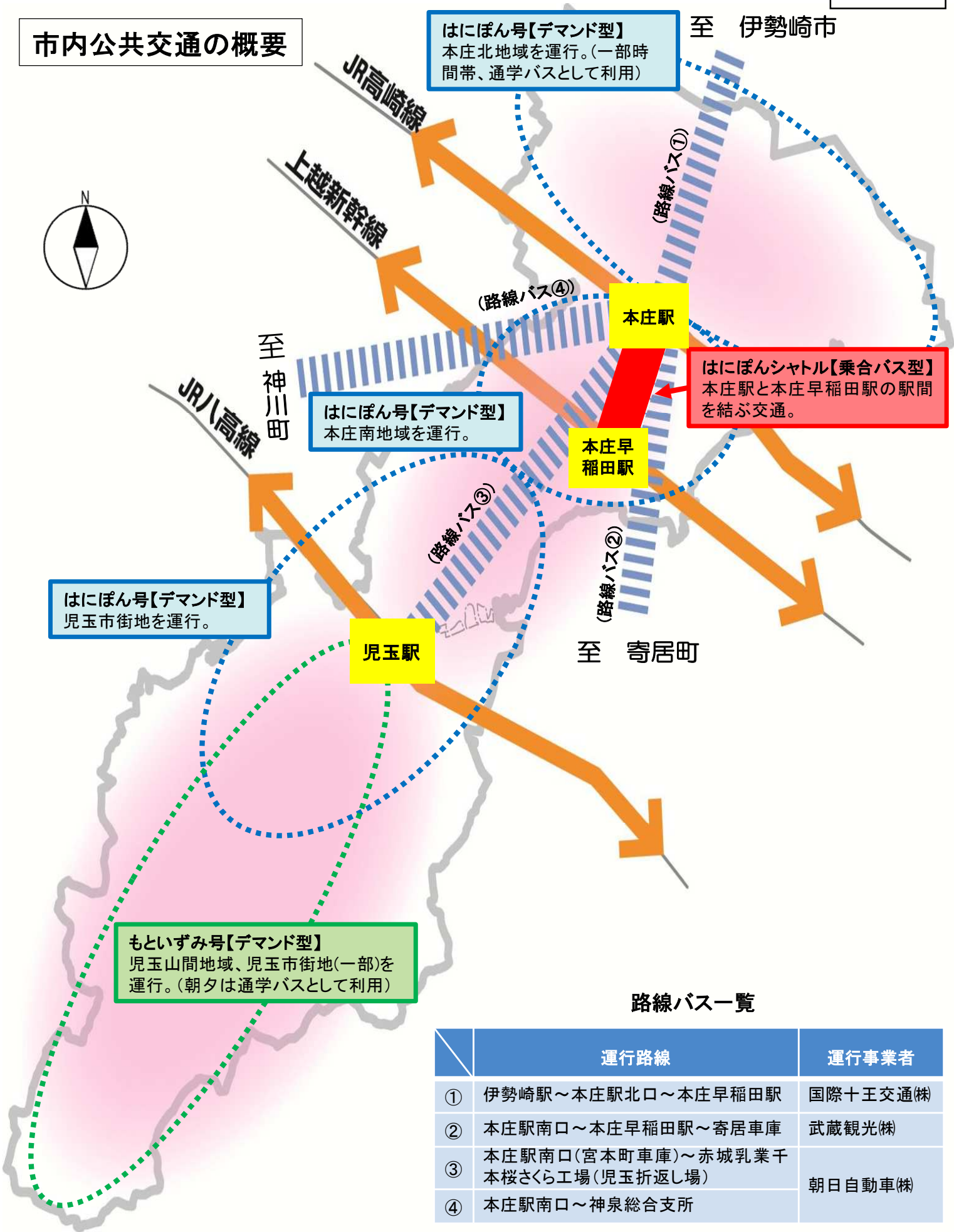


令和3年度第1回 本庄市交通政策協議会（書面開催）

資料

市内公共交通の概要

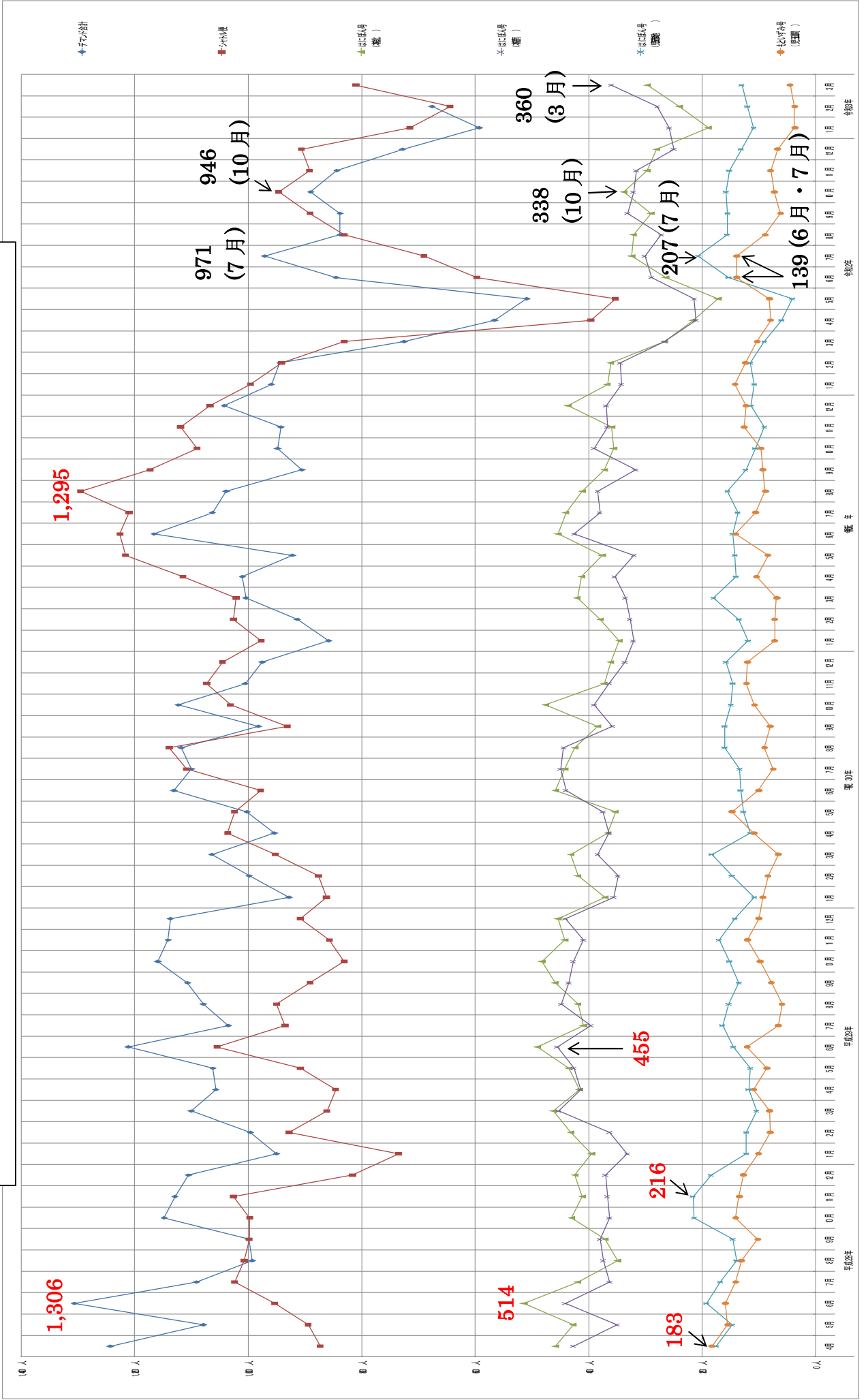


路線バス一覧

	運行路線	運行事業者
①	伊勢崎駅～本庄駅北口～本庄早稲田駅	国際十王交通(株)
②	本庄駅南口～本庄早稲田駅～寄居車庫	武蔵観光(株)
③	本庄駅南口(宮本町車庫)～赤城乳業千本桜さくら工場(児玉折返し場)	朝日自動車(株)
④	本庄駅南口～神泉総合支所	

デマンド交通 (はにぼん号・もといずみ号)・シヤトル便 利用状況

(直近5年の状況)



デマンド交通・シヤトル便 利用者数

①デマンド交通(はにぼん号・もといずみ号) 利用者数

運行日数	令和2年												令和3年			合計	参考 (R1年度)	前年比
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
	25日	23日	26日	25日	25日	24日	27日	23日	24日	23日	22日	26日						
はにぼん号 (本庄北)	216	172	264	324	321	290	338	297	280	189	240	296	293日	290日				
1日平均	8.6	7.5	10.2	13.0	12.8	12.1	12.5	12.9	11.7	8.2	10.9	11.4	11.0	15.9	-30.7%			
はにぼん号 (本庄南)	211	214	289	301	272	331	321	316	250	258	279	360	3,402	4,258	-20.1%			
1日平均	8.4	9.3	11.1	12.0	10.9	13.8	11.9	13.7	10.4	11.2	12.7	13.8	11.6	14.7	-20.9%			
はにぼん号 (児玉市街地)	60	41	153	207	156	155	158	152	131	109	120	130	1,572	1,466	7.2%			
1日平均	2.4	1.8	5.9	8.3	6.2	6.5	5.9	6.6	5.5	4.7	5.5	5.0	5.4	5.1	6.1%			
もといずみ号 (児玉山間)	79	82	139	139	89	62	73	79	67	37	37	45	928	1,331	-30.3%			
1日平均	3.2	3.6	5.3	5.6	3.6	2.6	2.7	3.4	2.8	1.6	1.7	1.7	3.2	4.6	-31.0%			
市内合計	566	509	845	971	838	838	890	844	728	593	676	831	9,129	11,665	-21.7%			
1日平均	22.6	22.1	32.5	38.8	33.5	34.9	33.0	36.7	30.3	25.8	30.7	32.0	31.2	40.2	-22.5%			

(単位:人)

②シヤトル便(はにぼんシヤトル) 利用者数

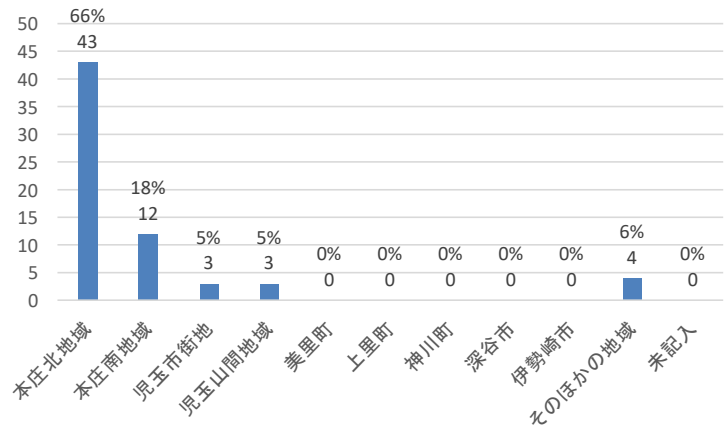
運行日数	令和2年												令和3年			合計	参考 (R1年度)	前年比
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
	30日	31日	30日	31日	31日	30日	31日	30日	31日	31日	28日	31日						
シヤトル便	396	353	597	690	831	891	946	892	906	715	644	810	8,671	13,279	-34.7%			
1日平均	13.2	11.4	19.9	22.3	26.8	29.7	30.5	29.7	29.2	23.1	23.0	26.1	23.8	36.3	-34.5%			

(単位:人)

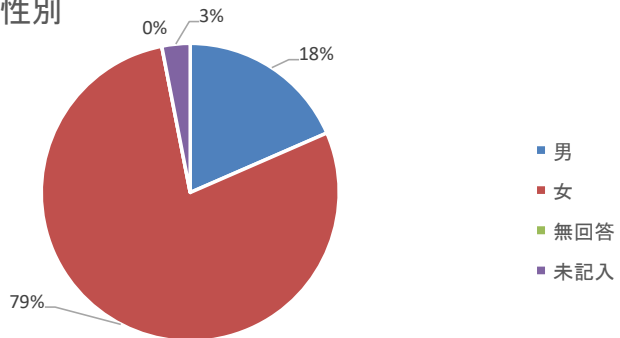
はにぼん号・もといずみ号
利用者アンケート結果

アンケート期間：
令和2年11月～令和3年2月
回答者数：65人

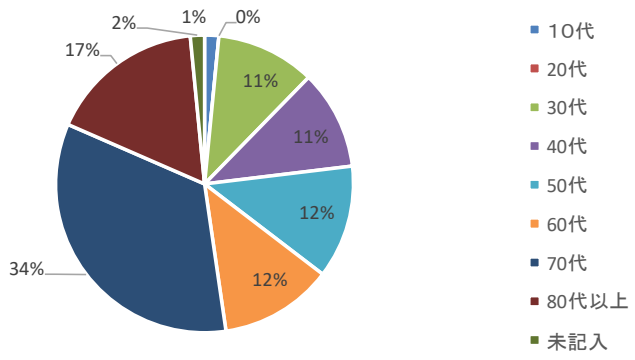
1-1 住まい



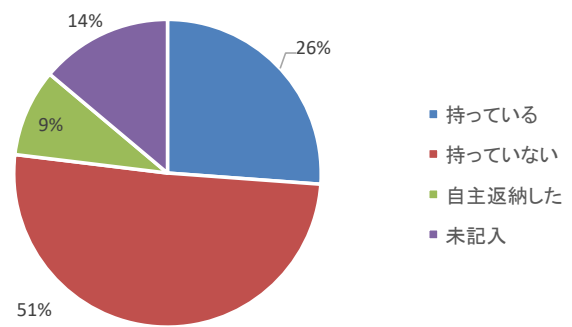
1-2 性別



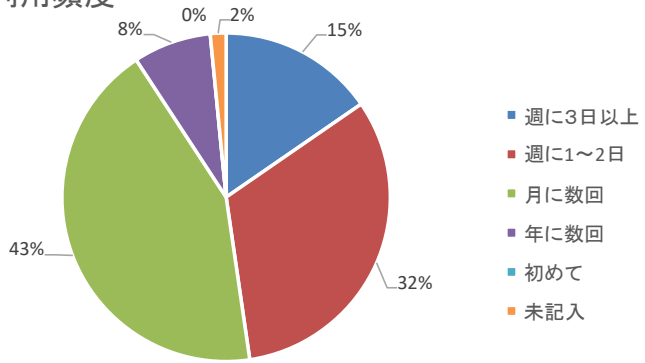
1-3 年齢



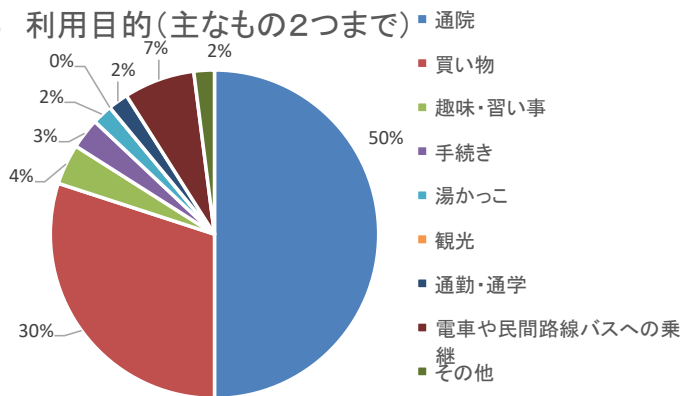
1-4 運転免許証



2 利用頻度



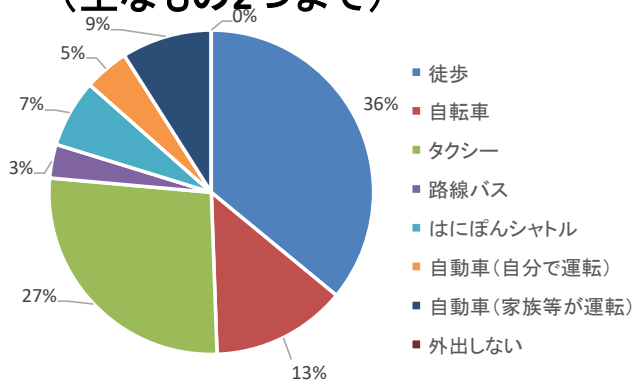
3 利用目的(主なもの2つまで)



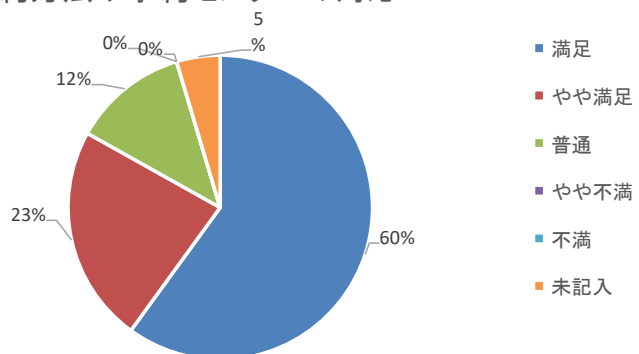
利用目的「その他」の内容

- ・お墓参り
- ・友人

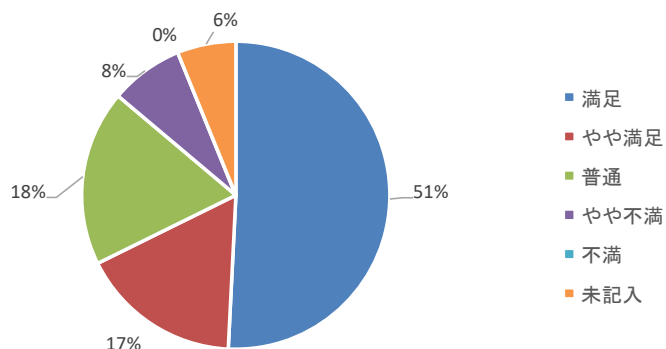
4 デマンド以外に普段利用する交通手段(主なもの2つまで)



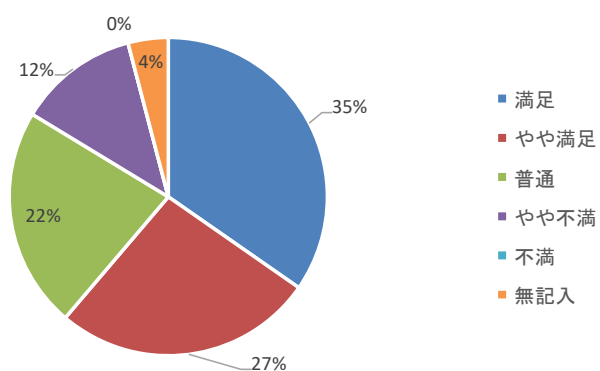
5 予約方法や予約センターの対応



6 運行時間や運行区域などの使い勝手



【参考】令和元年度 運行時間や運行区域などの使い勝手



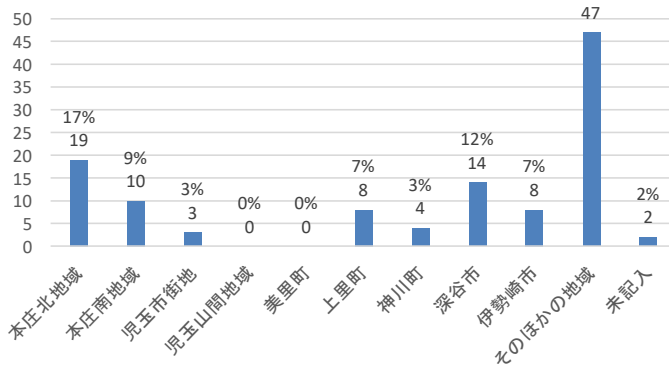
7 不満点、ご意見等(主なもの)

- ・とても助かります、分かりやすく乗り方を説明してくれたなど運行に対するお礼(12件)
- ・予約を取りたいときに取れないことがある、通院で帰りの予約ができないことがあったなど予約に対する不満(6件)
- ・足腰が痛いのもう少し停留所が近いと嬉しいなど停留所に対する要望(2件)
- ・午後7時まで運行して欲しい、乗り換えなく一度で行きたいなど運行への要望(1件)

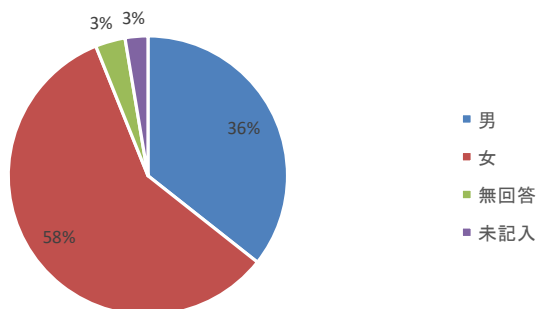
はにぼんシャトル
利用者アンケート結果

アンケート期間：
令和2年11月～12月
回答者数：115

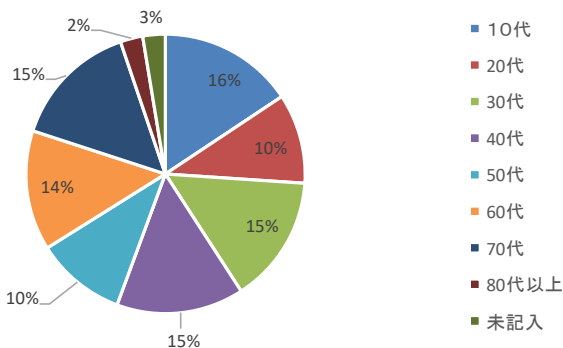
1-1 住まい



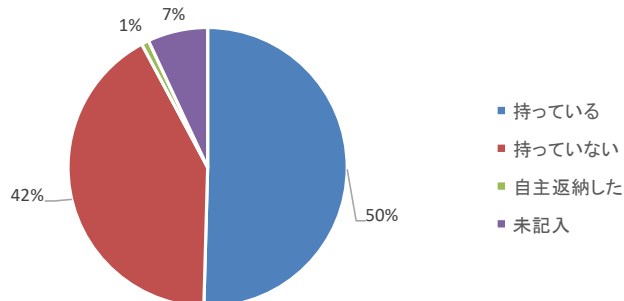
1-2 性別



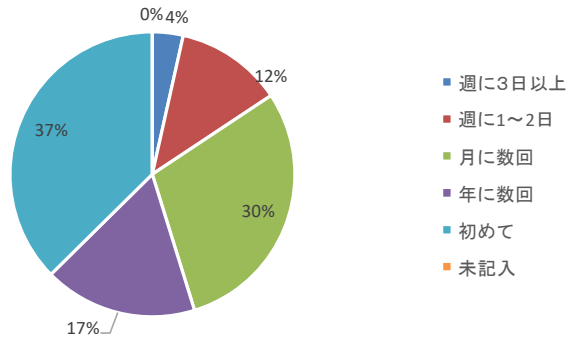
1-3 年齢



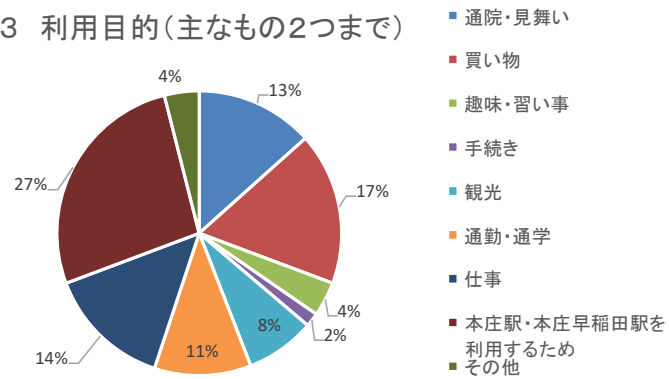
1-4 運転免許証



2 利用頻度



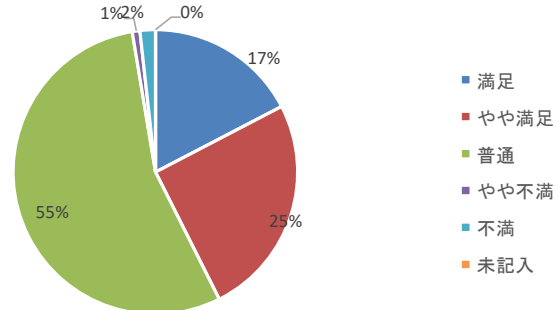
3 利用目的(主なもの2つまで)



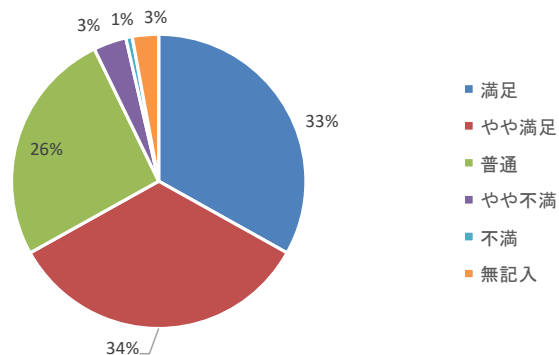
利用目的「その他」の内容

- ・部活
- ・本庄早稲田ミュージアム見学
- ・食事

4 運行時間や運行区域などの使い勝手



【参考】令和元年度 運行時間や運行区域などの使い勝手



5 不満点、ご意見等

- ・駅を結ぶバスがあるのはありがたい、運転手が親切だったなど運行に対するお礼(4件)
- ・運行本数を多くして欲しい、通院するのに午前8時台に運行して欲しいなど運行に対する要望(3件)

報告 3

令和2年度 デマンド電話予約 お断り数とキャンセル数

2020年4月～2021年3月までのキャンセル等を集計したものの

	当日														1週間前～前日																	
	8:00～10:00		10:00～12:00		13:00～15:00		15:00～17:00		8:00～10:00		10:00～12:00		13:00～15:00		15:00～17:00																	
	▼	△	▼	△	▼	△	▼	△	▼	△	▼	△	▼	△	▼	△																
本庄北地域	10	25	4	13	55	61	8	8	40	29	3	9	28	14	1	0	73	61	105	0	108	74	122	1	70	25	37	0	36	9	18	
本庄南地域	14	21	40	0	16	66	108	5	7	39	42	0	5	39	29	0	70	65	129	0	105	97	112	0	69	27	67	0	49	10	15	
児玉市街地	9	8	2	0	8	15	22	10	6	14	7	3	10	49	5	1	0	13	1	9	0	21	5	11	0	17	4	1	0	24	0	2
児玉山間地域	0	1	1	0	2	8	2	0	0	3	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	1	0	0	0	0

- ▼ キャンセル（連絡無し）
- ▽ キャンセル（連絡有り）
- × 混雑のため希望の時間が取れず、断念した
- △ 混雑のため希望の時間が取れず、時間を変更して予約した

持続可能な運送サービスの提供の確保に関する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(令和2年11月27日施行)

地域が自らデザインする地域の交通【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

○地方公共団体による「**地域公共交通計画**」(マスタープラン)の作成
 ・地方公共団体による**地域公共交通計画**(マスタープラン)の作成を**努力義務化**
 ⇒国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進(作成経費を補助 ※予算関連)
 ・従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源(自家所有有償旅客運送、福祉輸送、スクーリング等)も計画に位置付け**

⇒バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用の上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応(情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
 ・定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等
 ⇒データに基づくPDCAを強化

○地域における協議の促進
 ・**乗合バスの新規参入等の申請**があった場合、国が地方公共団体に**通知**
 ・通知を受けた**地方公共団体**は、新規参入等で想定される地域公共交通利便増進実施計画への影響等も踏まえ、**地域の協議会**で議論し、**国に意見を提出**

地域公共交通網形成計画(H26改正)
 (市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成)
 まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成の促進

地域公共交通計画(今回改正後)
 (市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成)
 まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成

地域における輸送資源の総動員
 メニューの充実やPDCAの強化により、持続可能な旅客運送サービスの提供の確保



現行の目標(2020年度末500件)は達成

地域公共交通網形成計画の決定状況

地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

輸送資源の総動員による移動手段の確保

地域に最適な旅客運送サービスの継続

○路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、**地方公共団体が、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定**し、公募により新たなサービス提供事業者等を選定する「**地域旅客運送サービス継続事業**」を創設
 ⇒従前の路線バス等に代わり、地域の実情に応じた①～⑥のいずれかによる**旅客運送サービスの継続を実現**

① 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続(縮小・変更含む)	⑤ 自家所有有償旅客運送による継続(福祉輸送、スクーリングバス等の積極的活用等への送迎サービス)
② コミュニティバスによる継続	⑥ タクシー(乗用事業)による継続
③ デマンド交通(タクシー車両による乗合運送(区域運行))による継続	

自家所有有償旅客運送の実施の円滑化

○過疎地等で市町村等が行う**自家所有有償旅客運送**について、**バス・タクシー事業者が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設**
 ⇒**運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化**
 ○地域住民のみならず**観光客を含む来訪者も対象として明確化**
 ⇒**インバウンドを含む観光ニーズへも対応**

【利用者】安全、安心な交通サービスの提供	【交通事業者】人手不足への対応、委任の確保
【自治体】自家所有有償主体(市町村等)業務負担の軽減、運行ノウハウの活用	

貨客混載に係る手続の円滑化

○鉄道や乗合バス等における**貨客混載を行う「貨客混載効率化事業」を創設**
 ⇒**旅客・貨物運送サービスの生産性向上を促進**

既存の公共交通サービスの改善の徹底

利用者目線による路線の改善、運賃の設定

○【現状】地方都市のバス路線では、不便な路線・ダイヤや画一的な運賃が見直されにくく、利便性向上や運行の効率化に支障
 また、**独占禁止法のカルテル規制に抵触**するおそれから、**ダイヤ、運賃等の調整は困難**
 ○【改正案】**地域公共交通利便増進事業**を創設
 ⇒路線の効率化のほか、「**等間隔運行**」や「**定額制乗り放題運賃**」「**乗継割引運賃(通し運賃)**」等のサービス改善を促進
 併せて、**独占禁止法特例法**により、乗合バス事業者間等の共同経営について、**カルテル規制を適用除外する特例を創設**

MaaSの円滑な普及促進に向けた措置

○MaaSに参加する交通事業者等が**策定する新モビリティサービス事業計画の認定制度を創設**
 ⇒交通事業者の**運賃設定に係る手続をワンストップ化**
 ○MaaSのための**協議会制度を創設**
 ⇒参加する**幅広い関係者の協賛・連携を促進**

交通インフラに対する支援の充実

【地域公共交通活性化再生法・物流総合効率化法】
 ○鉄道建設・運輸施設整備支援機構による**資金の貸付制度**の対象として、LRT・BRT等のほか、以下の交通インフラの整備を追加(※予算関連)
 ・**地域公共交通活性化再生法に基づき認定を受けた鉄道の整備**
 ⇒交通ネットワークを充実
 ・**物流総合効率化法に基づき認定を受けた物流拠点(トラックターミナル等)の整備**
 ⇒複数の事業者の連携による物流効率化を促進

令和 2 年度 本庄市交通政策協議会 事業報告

令和 2 年	5 月 27 日 (水) 書面開催	○令和元年度第 1 回 本庄市交通政策協議会 <u>報告事項</u> ・利用状況の推移 ・デマンド交通・シャトル便に対するアンケート結果 ・路線バス本庄駅南口（宮本町車庫）～児玉折返し場の延伸について ・路線バス本庄駅北口～本庄早稲田駅間の運行本数減について <u>議 事</u> ・令和元年度 事業報告及び歳入歳出決算について ・令和元年度 事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について ・もといずみ号（児玉駅～いろは橋折返場）試行運転について ・デマンド交通の運行の見直しについて ・令和 2 年度 生活交通確保維持改善計画（案）について
	6 月 5 日 (金)	デマンド交通停留所「本庄駅前病院」新設 デマンド交通停留所「堀川病院」廃止 デマンド交通停留所「アピタ本庄店」名称変更 （新名称「MEGA ドンキ UNY 本庄店」）
	7 月 21 日 (火)	○バス路線（宮本町車庫～本庄駅南口～児玉折返し場） を赤城乳業千本さくら 5S 工場周辺まで延伸 デマンド交通停留所「グリーンアートウチダ」廃止
	8 月 31 日 (月)	デマンド交通停留所「高橋外科整形外科」廃止 デマンド交通停留所「宮本歯科医院」廃止
	11 月～	○はにぼん号・もといずみ号利用者アンケート（～2 月） ○はにぼんシャトル利用者アンケート（～12 月）
令和 3 年	1 月 4 日 (月) ～ 1 月 21 日 (木)	○令和元年度第 2 回本庄市交通政策協議会（書面協議） <u>協議事項</u> ・令和 2 年度 生活交通確保維持改善計画事業評価について

2月1日（月）	デマンド交通停留所「長光寺前」新設
3月	本庄市公共交通ガイド作成（自治会、公共施設等へ配布） 【常時配布場所】 本庄市役所、アスパシアこだま、図書館、各公民館、湯かっこ、つきみ荘等

令和2年度 本庄市交通政策協議会 歳入歳出決算報告

1 歳入

単位：円

款	項	目	予算額	収入済額	比較	説明
1	補助金	1 補助金	0	0	0	
2	交付金	1 交付金	182,000	182,000	0	本庄市交付金
3	繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4	諸収入	1 雑入	1,000	0	▲ 1,000	預金利子
合 計			183,000	182,000	▲ 1,000	

2 歳出

単位：円

款	項	目	予算額	支出済額	不用額	説明
1	事務費	1 会議費	83,000	18,000	65,000	・旅費
		2 事務費	100,000	25,696	74,304	・需用費 ・役務費
合 計			183,000	43,696	139,304	

収入済額	182,000
支出済額	43,696
差引残額	138,304
市への返戻額	138,304
差引残高	0

会計監査報告

令和2年度 本庄市交通政策協議会
歳入歳出決算について、関係諸帳簿及び
証拠書類に基づき監査を実施したところ、
計数的に正確であり、内容も適正である
ことを認めます。

令和3年5月18日

監査委員 田中一茂 

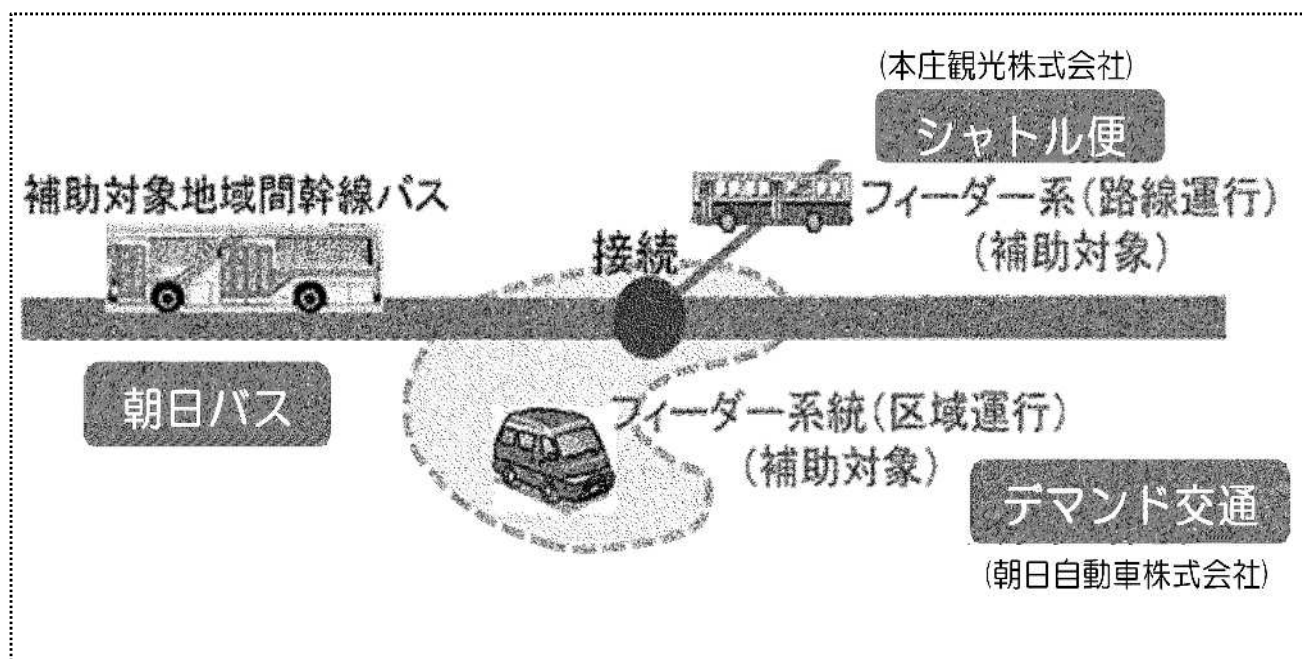
監査委員 穂田平一郎 

令和3年度 本庄市交通政策協議会 事業計画（案）

1. 生活交通確保維持改善計画の策定及び事業評価

○地域内フィーダー計画（デマンド交通、シャトル便／下図参照）の策定。

【対象期間：令和4～6年度】 ⇒ 本日の議事（3）



*フィーダーバス…幹線バスに接続して支線の役割をもって運行されるバス

○令和3年度計画【運行期間：令和3年10月1日～令和4年9月30日、現在運行中の計画】の事業評価の実施。

2. 運行方法等の改善・見直しの実施

⇒今回の議事（4）

3. 協議会スケジュール

○令和3年5月28日（令和3年度第1回協議会（本書面による開催））

○令和4年1月上旬（令和3年度計画の事業評価を実施予定）

※. 上記スケジュールに限らず、必要に応じて開催します。

令和3年度 本庄市交通政策協議会 歳入歳出予算（案）

1 歳入

単位：円

款	項	目	予算額	説明
1	補助金	1 補助金	0	
2	交付金	1 交付金	182,000	・本庄市交付金
3	繰越金	1 繰越金	0	
4	諸収入	1 雑入	1,000	・預金利子
合 計			183,000	

2 歳出

単位：円

款	項	目	予算額	説明
1	1	1 会議費	83,000	・会議開催費用
	2	1 事務費	100,000	・事務用品購入 ・切手代 ・PR物品の購入
合 計			183,000	

令和 3 年 5 月 2 8 日
本庄市交通政策協議会

生活交通確保維持改善計画の名称		
令和 4 年度生活交通確保維持改善計画		
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性		
<p>【目的】 本庄市総合交通計画に基づき、市内公共交通ネットワークを充実させることで交通不便地域を解消し、また、高齢者等の交通弱者の移動手段を確保することを目的とし、地域公共交通確保維持改善事業に取り組む。</p> <p>【必要性】 本市の市内公共交通ネットワークを充実させるためには、基軸となる路線バスに接続するフィーダー系統の運行が必要である。フィーダー系統の運行により、公共交通を乗り継ぐことで市内を快適に移動することが可能になる。</p>		
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果		
(1) 事業の目標		
①利用実績値の向上		
	現 状(R2. 4～ R3. 3)	向こう 3 カ年の目標値
本庄シャトル便	8,671 人／年 23.8 人／日(365 日)	⇒ 16,000 人／年
デマンド交通 (4 区域計)	9,129 人／年 31.2 人／日(293 日)	⇒ 13,000 人／年
地域間幹線系統*	309,971 人／年 (前年度比：約 24.7%減)	⇒ 前年度対比で増加
※「本庄駅南口（宮本町車庫）～児玉折返し場～赤城乳業千本さくら工場」、 「本庄駅南口～神泉総合支所」		
②運行サービスに対する利用者満足度の向上		
	現 状*	向こう 3 カ年の目標値
本庄シャトル便	満 足：42.6% 普 通：54.8% 不満足：2.6%	⇒ 満 足：85%以上 不満足：現状より減少
デマンド交通	満 足：67.7% 普 通：18.5% 不満足：7.7%	⇒ 満 足：85%以上 不満足：現状より減少
※現状の数値は利用者アンケート調査の結果に拠る。 ※利用者アンケート調査では、満足度を問う項目において未回答者あり。		
(2) 事業の効果		
デマンド交通の運行により、交通不便地域の解消が図れ、高齢者等の交通弱者の移動手段が確保される。また、既存路線バス、本庄シャトル便及びデマンド交通相互の乗り継ぎにより、公共交通での市内移動が快適に行えるネットワークが形成される。		
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体		
【事業】 ・市のイベントなどを利用してデマンド交通及び本庄シャトル便の利用方法等について説明やPRを行い利用促進を図る。		
【実施主体】本庄市		

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
本庄市から運行事業者への補助金については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
・本庄観光株式会社 ・朝日自動車株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※補助対象事業者が協議会ではないので記載せず。
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】
※地域内フィーダーシステム確保維持関係のため、記載せず。
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】
※地域内フィーダーシステム確保維持関係のため、記載せず。
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線システムのみ】
※地域内フィーダーシステム確保維持関係のため、記載せず。
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※外客来訪促進計画の策定なし。
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダーシステムのみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※車両を取得しないので記載せず。
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 ※車両を取得しないので記載せず。
(2) 事業の効果 ※車両を取得しないので記載せず。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※車両を取得しないので記載せず。
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※車両を取得しないので記載せず。
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※貨客混載を導入しないので記載せず。
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標 ※貨客混載を導入しないので記載せず。
(2) 事業の効果 ※貨客混載を導入しないので記載せず。
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※貨客混載を導入しないので記載せず。
20. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 2 月、協議会において「本庄市総合交通計画」について合意。 ・平成 25 年 4 月、協議会において運賃制度、乗降ポイント設置基準、デマンド交通運行区域、本庄シャトル便路線について合意。 ・平成 25 年 6 月、協議会において生活交通ネットワーク計画を承認。 ・平成 26 年 5 月、協議会において生活交通ネットワーク計画を承認。 ・平成 26 年 10 月、協議会において実証運行期間（平成 25 年 10 月から 1 年間）の検証を実施し、本格運行に移行。 ・平成 27 年 5 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。 ・平成 28 年 6 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。 ・平成 29 年 5 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。 ・平成 30 年 5 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。 ・令和元年 5 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。 ・令和 2 年 5 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。 （平成 24 年 3 月から令和 2 年 5 月までに、協議会を計 23 回開催。）

21. 利用者等の意見の反映状況

- (1) 市民意識調査／平成 24 年 9 月実施
 - ・ 目的に応じた利用需要（潜在需要を含む）、意向などを統計的に集計
 - (2) インタビュー調査／平成 24 年 9 月 5・6 日に実施
 - ・ 駅改札前、バス停で市の交通に係る意見を聴取
 - (3) 本庄市総合交通計画案のパブリックコメント／平成 25 年 1 月 21 日～2 月 20 日実施
 - ・ 提出された意見：6 件（1 人）
 - (4) 本庄市総合交通計画案の市民説明会／平成 25 年 2 月 9 日実施
 - ・ 2 会場（児玉公民館、中央公民館）で実施
 - ・ 児玉公民館：参加 41 人、中央公民館：参加 56 人
- ⇒(1)～(4) 本庄市総合交通計画の策定に反映。
- (5) アンケート調査の実施／平成 26 年 7 月～8 月に実施
 - ①市民アンケート：郵送により実施
 - ②利用者アンケート：インタビュー形式により実施
- ⇒実証運行期間(平成 25 年 10 月から 1 年間)の検証を行い、改善の取組みに反映。
- (6) シャトル便 利用者アンケート調査/平成 28 年 3 月実施
 - (7) デマンド交通 利用者アンケート調査/平成 28 年 11 月実施
 - (8) シャトル便 利用者アンケート調査/平成 29 年 3 月実施
 - (9) シャトル便・デマンド交通 利用者アンケート調査/平成 30 年 4 月実施
 - (10) シャトル便・デマンド交通 利用者アンケート調査/平成 30 年 11 月実施
 - (11) シャトル便・デマンド交通 利用者アンケート調査/令和元年 11 月実施
 - (12) シャトル便・デマンド交通 利用者アンケート調査/令和 2 年 11 月実施
- ⇒今後の運行に反映。

22. 協議会メンバーの構成員

構成員	構成員名称
本庄市長又はその指名する者	本庄市副市長
一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者	朝日自動車（株）、国際十王交通（株）、 （一社）埼玉県バス協会
一般貸切旅客自動車運送事業者	本庄観光（株）、武蔵観光（株）
一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者	本庄地区タクシー協議会、 （一社）埼玉県乗用自動車協会
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	朝日自動車労働組合
住民又は利用者の代表	本庄市自治会連合会、本庄市老人クラブ連 合会、本庄商工会議所、児玉商工会、本庄 市身体障害者福祉会
本庄警察署長又はその指名する者	本庄警察署交通課
児玉警察署長又はその指名する者	児玉警察署交通課
国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者	埼玉県企画財政部交通政策課
国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長 又はその指名する者	関東運輸局埼玉運輸支局
国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者	関東地方整備局建政部
道路管理者	関東地方整備局大宮国道事務所、 埼玉県本庄県土整備事務所道路部
学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者	早稲田大学名誉教授、 本庄市議会議員
事務局	本庄市都市整備部都市計画課

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統等 と接続の確保
埼玉県 (本庄市)	本庄観光(株)	(1) 本庄シャトル便	本庄 駅南 口	新田原	本庄 早稲田 駅北口	往 3.0 km 復 3.0 km	365日	49275回		①	・地域間幹線系統神泉線及び見玉線に接続 停留所「本庄駅前」 ・JR高崎線に接続 停留所「本庄駅前」 ・JR上野原線に接続 停留所「本庄早稲田駅北口」	③
	朝日自動車(株)	(2) 本庄北地域デマンド		本庄市		往 km 復 km	293日	2436回		①	・地域間幹線系統神泉線及び見玉線に接続 停留所「本庄駅前」 ・JR高崎線に接続 停留所「本庄駅前」 ・JR上野原線に接続 停留所「本庄早稲田駅北口」	③
	朝日自動車(株)	(3) 本庄南地域デマンド		本庄市		往 km 復 km	293日	2344回		①	・地域間幹線系統神泉線に接続 停留所「高田」 ・地域間幹線系統神泉線及び見玉線に接続 停留所「高田」 ・地域間幹線系統神泉線及び見玉線に接続 停留所「高田」 ・地域間幹線系統神泉線及び見玉線に接続 停留所「高田」 ・JR高崎線に接続 停留所「本庄駅前」 ・JR上野原線に接続 停留所「本庄早稲田駅北口」	③
	朝日自動車(株)	(4) 見玉市街地デマンド		本庄市		往 km 復 km	293日	2591回		①	・地域間幹線系統神泉線に接続 停留所「高田」 ・地域間幹線系統神泉線及び見玉線に接続 停留所「高田」 ・地域間幹線系統神泉線及び見玉線に接続 停留所「高田」 ・JR高崎線に接続 停留所「本庄駅前」 ・JR上野原線に接続 停留所「本庄早稲田駅北口」	③
	朝日自動車(株)	(5) 見玉山間地域デマンド		本庄市		往 km 復 km	293日	2546回		①	・地域間幹線系統神泉線に接続 停留所「高田」 ・地域間幹線系統神泉線及び見玉線に接続 停留所「高田」 ・地域間幹線系統神泉線及び見玉線に接続 停留所「高田」 ・JR高崎線に接続 停留所「本庄駅前」 ・JR上野原線に接続 停留所「本庄早稲田駅北口」	③

(注)

神泉線……神泉総合支所～本庄駅前
見玉線……見玉折返し場～本庄駅前(吾本町車庫)線

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

デマンド交通営業区域 … 本庄市域

デマンド交通運用地域

本庄北地域	地域①、区域b及び区域bに近接する公共施設（「保健センター」、「市民文化会館」）に設置する乗降ポイント間を運行する。
本庄南地域	地域②、区域a及び区域aに近接する公共施設（「本庄市役所」、「湯かっこ」）に設置する乗降ポイント間を運行する。
児玉市街地	地域③並びに地域③に近接する「間瀬湖」及び商業施設「ビッグマーケット」に設置する乗降ポイント間を運行する。 ただし、1日1往復に限り、「児玉総合支所」、「湯かっこ」に設置する乗降ポイント間を運行する。
児玉山間地域	県道秩父児玉線の「いろは橋折返し場」に設置する乗降ポイントを起点、「児玉総合支所」に設置する乗降ポイントを終点として同県道を往復することを基本とし、地域④に設置する乗降ポイントと同県道沿いに設置する乗降ポイント、区域cに設置する乗降ポイント及び区域cに近接する公共施設（「セルディ」、「エコーピア」、「秋平小学校」）、商業施設、医療施設に設置する乗降ポイント間を運行する。

地域① … JR高崎線以北の地域

地域② … JR高崎線以南の本庄地域

地域③ … 児玉地域のうち児玉町元田、稲沢、河内、太駄下、太駄中、太駄上を除く地域

地域④ … 児玉町元田、稲沢、河内、太駄下、太駄中、太駄上

区域a … 南をJR高崎線、北を県道勅使河原本庄線（旧中山道）、西を蛭子塚通り線、東を国道17号と県道藤岡本庄線（南大通り線）で囲まれる地域

区域b … 北をJR高崎線、南を二本松通り線、西を蛭子塚通り線、東を県道藤岡本庄線（南大通り線）で囲まれる地域

区域c … 国道254号以南の児玉町児玉、八幡山、吉田林

表1 添付図面

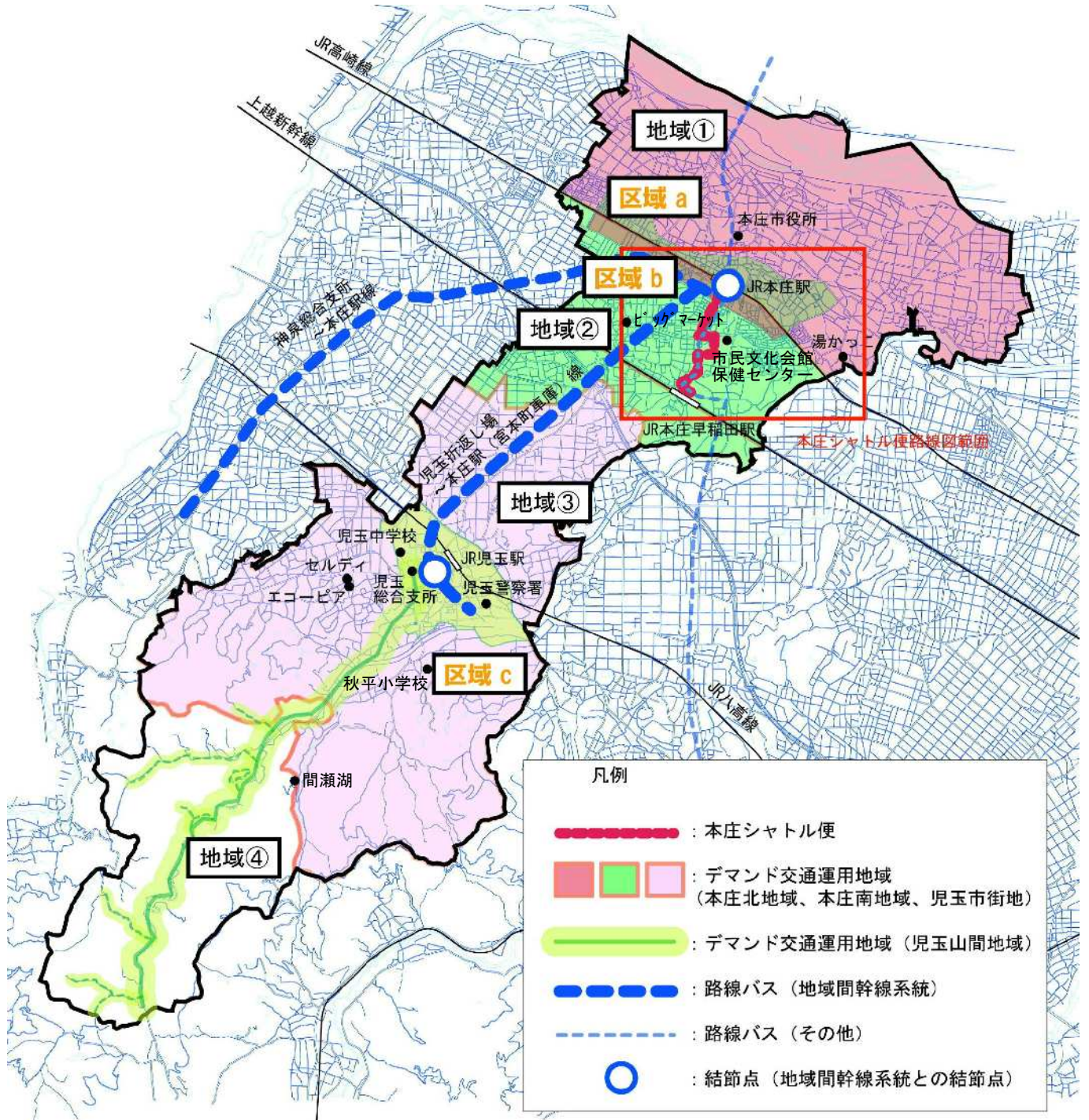


表1 添付資料(運行ダイヤ)

ダイヤモンド交通

◎はにぼん号 (本庄北・本庄南・児玉市街地)

月～土曜日
(日曜・休日・12/29～1/3は運休) **8:00～17:00**
※最終降車時間は17:00

◎ちといずみ号 (児玉山間)

月～土曜日 **8:00～17:00**
(日曜・休日・12/29～1/3は運休) ※通学用として7:40(いろは橋折返し場発)、18:10 (児玉中学校発) も運行。
席に余裕がある場合、予約のうえ一般客も乗車可。

本庄シャトル便

平日、土曜・休日とも同じダイヤ
年中無休

停留所名	本庄早稲田駅北口 → → → → 本庄駅南口 → → → → 本庄早稲田駅北口																			
本庄駅南口	9:00	9:32	10:07	10:47	11:27	12:07	/							13:37	14:17	14:57	15:47	16:27	17:07	18:47
駅南交番前	9:02	9:34	10:09	10:49	11:29	12:09								13:39	14:19	14:59	15:49	16:29	17:09	18:09
南本町	9:03	9:35	10:10	10:50	11:30	12:10	13:40	14:20	15:00	15:50	16:30	17:10	18:10	18:50						
けや木	9:05	9:37	10:12	10:52	11:32	12:12	13:42	14:22	15:02	15:52	16:32	17:12	18:12	18:52						
新田原	9:06	9:38	10:13	10:53	11:33	12:13	13:43	14:23	15:03	15:53	16:33	17:13	18:13	18:53						
法務局南	9:07	9:39	10:14	10:54	11:34	12:14	13:44	14:24	15:04	15:54	16:34	17:14	18:14	18:54						
久下塚	9:09	9:41	10:16	10:56	11:36	12:16	13:46	14:26	15:06	15:56	16:36	17:16	18:16	18:56						
本庄早稲田駅北口	9:13	9:45	10:20	11:00	11:40	12:20	13:50	14:30	15:10	16:00	16:40	17:20	18:20	19:00						

停留所名	本庄早稲田駅北口 → → → → 本庄駅南口 → → → → 本庄早稲田駅北口																			
本庄早稲田駅北口	9:15	9:50	10:30	11:10	11:50	/							13:20	14:00	14:40	15:30	16:10	16:50	17:50	18:30
久下塚	9:17	9:52	10:32	11:12	11:52								13:22	14:02	14:42	15:32	16:12	16:52	17:52	18:32
法務局南	9:19	9:54	10:34	11:14	11:54	13:24	14:04	14:44	15:34	16:14	16:54	17:54	18:34							
新田原	9:20	9:55	10:35	11:15	11:55	13:25	14:05	14:45	15:35	16:15	16:55	17:55	18:35							
けや木	9:21	9:56	10:36	11:16	11:56	13:26	14:06	14:46	15:36	16:16	16:56	17:56	18:36							
南本町	9:23	9:58	10:38	11:18	11:58	13:28	14:08	14:48	15:38	16:18	16:58	17:58	18:38							
駅南交番前	9:24	9:59	10:39	11:19	11:59	13:29	14:09	14:49	15:39	16:19	16:59	17:59	18:39							
本庄駅南口	9:28	10:03	10:43	11:23	12:03	13:33	14:13	14:53	15:43	16:23	17:03	18:03	18:43							

表 1 添付図面

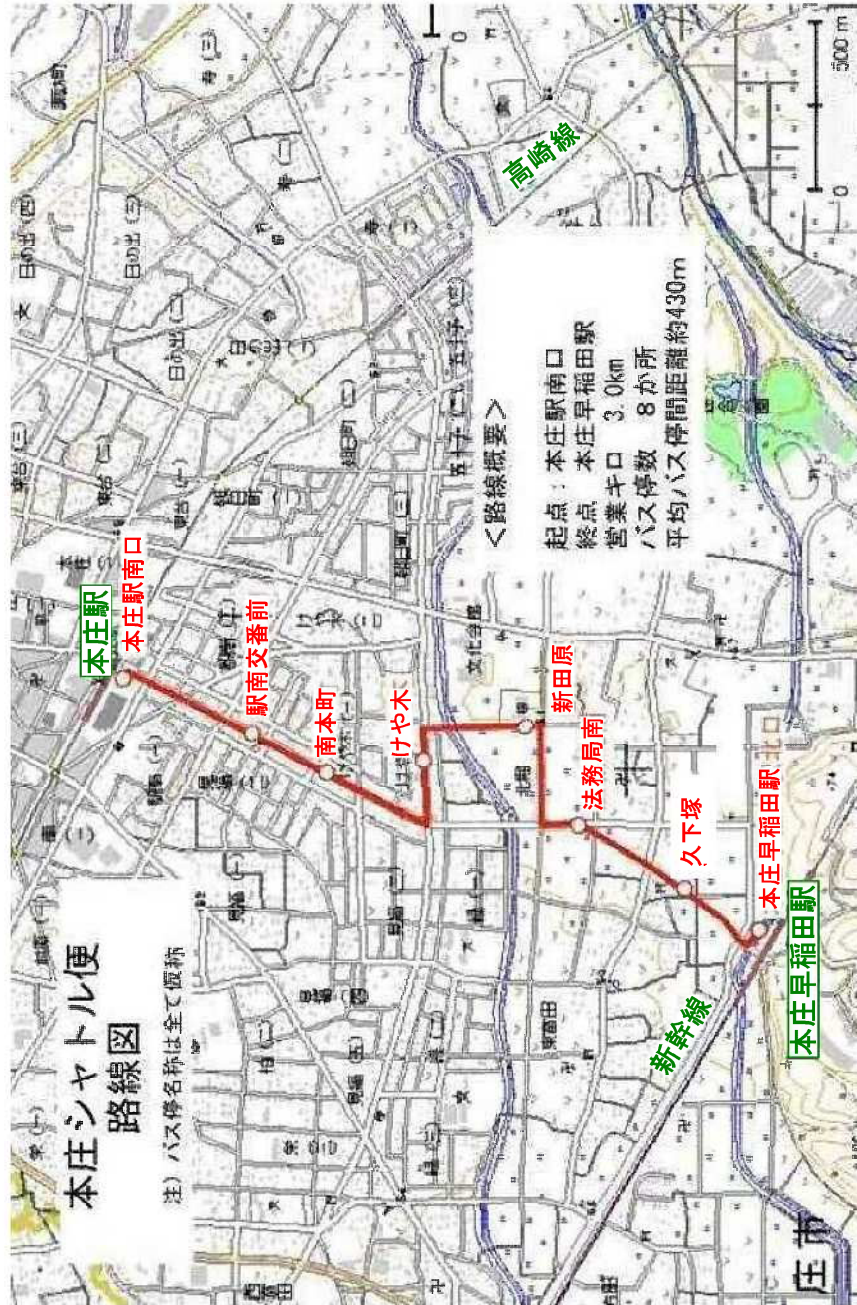


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	本庄市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	35,289
交通不便地域	666

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
666	本泉地区	山村振興法

地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
35,289	$35,289 \times 100円 \times 0.7 + 520万円$	7,670千円

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。

なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

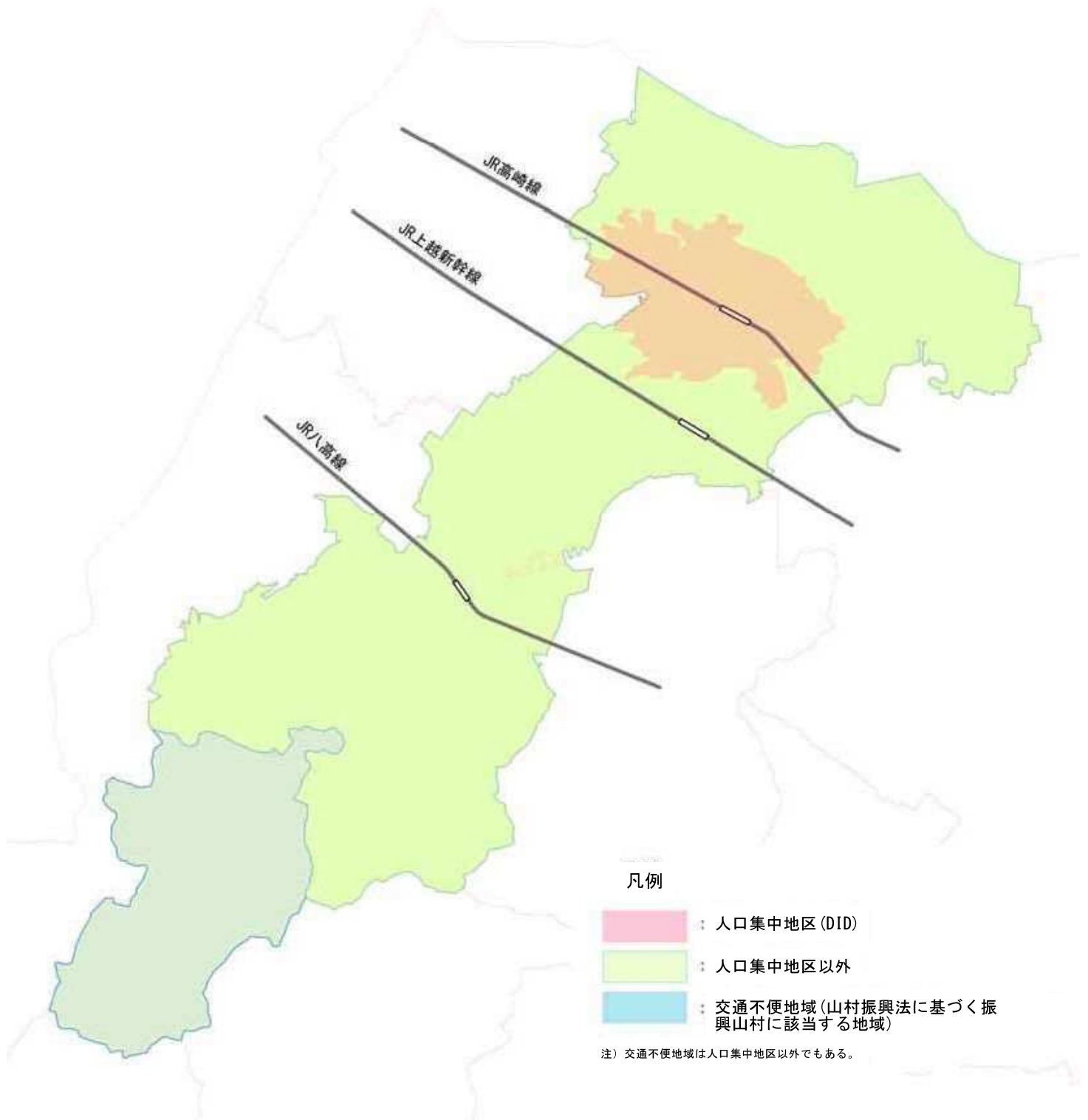
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 添付図面

人口集中地区、人口集中地区以外、交通不便地域の状況



国総安政第 25 号
国総情政第 49 号
令和 2 年 6 月 23 日

自動車局旅客課長 殿

総合政策局安心生活政策課長
情報政策課長
(押印省略)

障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認について

標記については、平成 31 年 1 月 21 日付国総安政第 89 号「障害者割引運賃による乗車券の購入及び乗車時の本人確認について」により、公共交通事業者に対し、「障害者に対し過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うこと」について理解と協力を求めてきたところ、障害者割引適用時の本人確認方法として、マイレージ等の会員サービス及び交通 IC カード等の活用に加え、新たにスマートフォン等の活用により、利用の度に障害者手帳の提示を求めている事業者が増加しているところ

です。
今般、本年 4 月 22 日に第 77 回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 第 8 回官民データ活用推進戦略会議 合同会議で決定された「IT 新戦略策定に向けた方針について」において、「移動や施設利用の利便性の確保のため、障害者本人確認等の簡素化」が示されました。

また、これを受け、内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室より関係省庁に対し、障害者の本人確認等の簡素化の要請等について、依頼がなされたところです。

については、障害者等の移動及び施設利用上の利便性をより向上させる観点から、下記の措置を速やかに講ずるようお願いいたします。

記

関係事業者等に対し、マイレージ等の会員サービス、交通 IC カード、スマートフォン等の活用による電子的な方法等を活用し、利用の度に障害者手帳の提示を求めている事例 (別紙参照) を周知するとともに、障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認に際しては、障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うことについて、理解と協力を求めること。

以上

障害者手帳等の提示を利用の都度求めていない例

○航空事業者の例【ANAグループ・JALグループによる会員情報による確認】

大手航空会社（ANAグループ、JALグループ）においては、次のいずれかの方法で障害者手帳等に係る情報を事前に会員情報に登録すれば、障害者手帳等の提示が会員カードなどによる確認で代替可能。

- ・ 初回搭乗時に障害者手帳等と会員カードを空港手続カウンターに提示し、登録
- ・ 申込書とともに障害者手帳等の写しを郵送し、登録

会員情報への登録により、障害者割引の航空券をインターネットで購入した場合でも、チェックイン時に障害者手帳を提示する必要はなく、直接保安検査場へ行くことも可能。



(読み取り機にタッチして登録情報を確認)

○鉄道・乗合バス事業者の例【スルッと KANSAI 特別割引用 IC カードによる確認】

スルッと KANSAI 協議会に加盟している各交通機関（ICカード取扱事業者）において利用できる第1種身体障害者の方または第1種知的障害者の方とその介護者の方を対象とした割引料金が適用されるプリペイド式ICカード。

入手方法は、「申込書（封筒）」と「手帳確認届」、その他必要書類を準備のうえ株式会社スルッと KANSAI に郵送。

- ・ 申込み及び利用については、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄の区分に「第1種」と記載された身体障害者手帳または療育手帳が必要
- ・ 都度の手帳の提示は不要（係員が求めた場合は提示が必要）となります。
- ・ 本人用カードと介護者用カードとの一緒の利用が必要（交通事業者が別途認める場合、本人用カードのみでの利用が可能）
- ・ 全国相互利用サービスは非対応
- ・ ご利用前のチャージ及び年1回の「継続利用確認」の手続きが必要
- ・ 「手帳確認届」及び「継続利用確認」は、本人が手帳を持参のうえ、駅等の窓口で手続き



(スルッと KANSAI 特別割引用 IC カード)

○一部の公共交通事業者の事例【スマートフォンアプリによる確認】

一部の公共交通事業者(※)においては、スマートフォンアプリ(ミライロID)による障害者手帳情報を表示した画面の提示により、障害者手帳等の提示の代替とすることが可能。

※主な導入事業者

鉄 道：西武鉄道(株)、京王電鉄(株)

乗合バス：西武バス(株)、湖国バス(株)

タクシー：(一社)東京ハイヤー・タクシー協会加盟事業者、神奈川県都市交通(株)

旅 客 船：(株)フェリーさんふらわあ、近江トラベル(株)

航 空：ANA、JAL

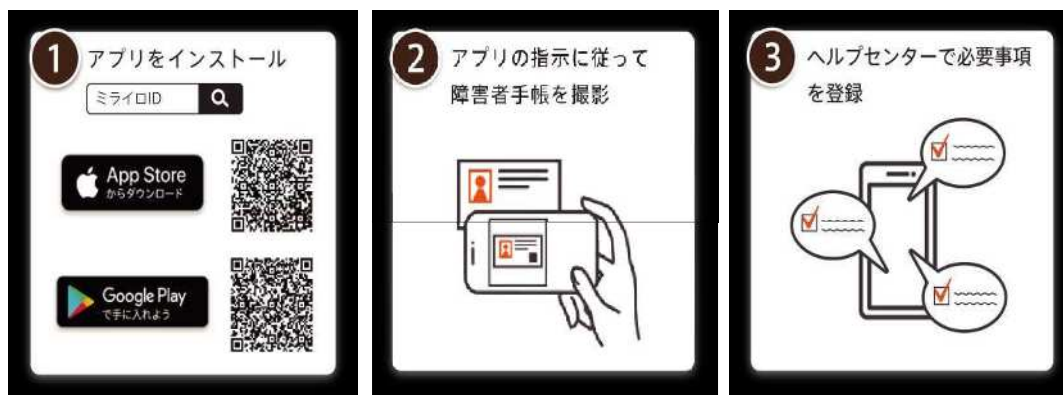
ミライロID導入事業者数(公共交通事業)：約400事業者

ミライロIDとは、障害者手帳等に記載されている情報をスマートフォン内に取り込み、同情報をスマートフォン画面に表示させる機能を持つアプリ。(令和元年7月よりサービス開始)

さらに、マイナポータルAPI(マイナンバーカード情報)との連携が本年6月17日より開始。

- ・ スマートフォンにアプリケーションをインストールして使用。
- ・ 約300種類以上の異なるデザイン・フォーマットの障害者手帳を1つのフォーマットに統一して障害者手帳の情報を表示。
- ・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳に対応。
- ・ マイナンバーカードを利用した確実な本人確認の実施及び自己情報取得APIから障害者手帳情報等を取得(ただし、療育手帳については、現時点でAPIによる情報取得は未対応)

【登録の方法】写真で障害者手帳等の情報を取り込み、アプリに登録



【マイナポータルとの連携】マイナンバーカードを利用した本人確認の実施



【利用】利用時はアプリを起動させ、スマートフォン上に障害者手帳情報を表示・提示

障害者手帳アプリ MIRAIRO ID



MIRAIRO ID



ミライロIDで、障害者手帳の確認をスムーズに！
外出する障害者、向き合う企業、全ての方の便利を
ミライロIDが実現します。

ミライロID 検索

ミライロIDで確認できる項目

- ① 手帳の種類
- ② 旅客運賃減額
- ③ マイナンバー連携の有無



POINT 1
手帳画像をパッと拡大！

POINT 2
手帳の切り替えも簡単！

POINT 3
さらに細かな手帳情報も確認可能！



手帳の種類によって、表示される項目が異なります。
画面を確認する際は、ご注意ください。

	身体	精神	療育
旅客運賃減額	第1種 / 第2種	なし	第1種 / 第2種
マイナンバー連携	 連携済 未連携 申請中	 連携済 未連携 申請中	なし

※手帳画面が光る仕様になっています。

※連携済みのキャラクター(マイナちゃん)はアニメーションになっています。

ミライロID利用～確認の流れ

ユーザーは、以下の手順でミライロIDを利用しています。
事業者の皆さまは、ユーザーが提示する手帳画面をご確認ください。



事前に...

1 アプリをインストール

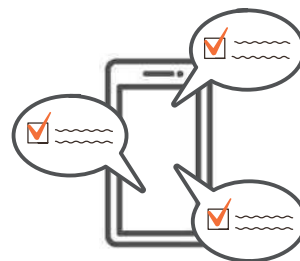
ミライロID



2 アプリの指示に従って 障害者手帳を撮影



3 ヘルプセンターで必要事項 を登録



窓口にて

※事業者の皆さまは下記をご確認ください

4 アプリを起動



5 窓口でホーム画面を提示



6 画面内容を確認



- ミライロIDの登録には、障害者手帳が必要となっています。
- ミライロIDでの確認が難しい場合は、障害者手帳の提示を依頼してください。
- アプリが最新でない場合、正しく表示されない場合があります。
- 本マニュアルは、2020年6月17日時点の内容です。内容は予告なく変更になる場合があります。

Q&A

よくある質問を掲載しています。
こちらからご確認ください。

ミライロID ヘルプセンター



お問い合わせ

ご質問やご相談は、こちらから
ご連絡ください。

✉ support@mirairo-id.jp



株式会社ミライロでは「障害者」と表記しています。「障がい者」と表記すると、視覚障害のある方が利用するスクリーン・リーダー（コンピュータの画面読み上げソフトウェア）では「さわりがいしゃ」と読み上げられてしまう場合があるためです。「障害は人ではなく環境にある」という考えのもと、漢字の表記のみにとらわれず、社会における「障害」と向き合っていくことを目指します。